

緑の募金事業実施要領

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人沖縄県緑化推進委員会(以下「委員会」という。)定款第4条に規定する緑の募金に係る事業に関し、緑の募金の取り組み及び管理、交付金、補助金の交付等についての方法を定め、もって業務の円滑な運営に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 緑の募金は、森林の整備、緑化の推進及び森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力(以下「森林整備等」という。)の意義に対する県民の理解を広めるとともに、県民全体による森林整備等の取り組みを推進することを旨として行うこととし、委員会の理事長(以下「理事長」という。)は、緑の募金業務を円滑かつ効率的に運営するため、毎年度、緑の募金運動に関する方針を定め、緑の募金の適正な運営に努めるものとする。

(運営協議会の意見等の尊重)

第3条 理事長は、定款第42条に規定する運営協議会が委員会の業務に関して述べる意見を尊重しなければならない。

第2章 緑の募金の実施

(募金の方法)

第4条 緑の募金は、緑の募金による森林整備等に関する法律(以下「緑の募金法」という。)第2条第2項で定めた募金期間に限って、戸別募金、職場募金、企業募金、学校募金、篤志家募金、街頭募金を実施するものとする。

(募金説明会)

第5条 理事長は、緑の募金の実施にあたって、募金取り組み方法及び運営協議会で定めた募金目標額を支部(市町村)及び募金協力員等に対し説明会を行うものとする。

(募金の報告及び納付)

第6条 支部(市町村)及び募金協力員は、募金期間終了後、委員会に対し、当該募金期間における募金による寄附金の報告を速やかに行うものとする。(様式1)
2 支部(市町村)及び募金協力員は、当該募金期間における募金による寄附金について、前項の報告と同時に委員会に対し速やかに納付するものとする。

第3章 緑の募金の管理

(募金の適正管理)

第7条 理事長は、緑の募金により受領した寄附金については、銀行その他の金融機関への預金等の方法により、これを適正に管理しなければならない。

第4章 緑の募金交付金事業

(支部交付金の交付割合)

第8条 理事長は、支部(市町村)が森林整備等の事業を実施するため、緑の募金により受領した寄附金から、あらかじめ運営協議会の審議を経て定めた基準額の範囲内で支部(市町村)に対し交付金を交付することができる。

(交付金対象事業)

第9条 支部交付金対象事業は別記1のとおりとする。

(交付金の交付申請)

第10条 支部交付金の交付を受けようとする支部長は、次の各号に掲げる事項を記載した緑の募金交付金事業交付申請書(以下「交付金交付申請書」という。)を理事長に申請しなければならない。(様式2)

- (1) 名称、氏名、住所、連絡先
- (2) 交付金を用いて行おうとする事業の名称、目的、内容及び場所、期間
- (3) 前号の事業に係る事業計画及び資金計画並びに交付金の交付希望額
- (4) その他参考となる資料

(交付金の交付決定)

第11条 理事長は、前条の申請があったときは、事業の目的及び内容が緑の募金法の趣旨に照らし適正であるか審査するものとする。

- 2 理事長は、交付金の交付決定にあたり、交付金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
- 3 理事長は、交付金の交付の決定を行おうとするときは、あらかじめ運営協議会の意見を聽かなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定により交付金の交付決定を行ったときは、申請のあった支部長に交付決定を通知するものとする。(様式3)

(交付金の請求)

第12条 支部長は、交付金の交付決定通知書を受領したときは、交付額及び振込先等を記載した交付金請求書を提出するものとする。(様式4)

(交付金の交付決定の取消)

第 13 条 理事長は、支部長が交付金を交付の目的以外の用途へ使用し、又は交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、交付金の決定の全部又はその一部を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第 14 条 理事長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに交付された交付金の返還を、期限を定めて請求することができる。

(事業実施状況報告)

第 15 条 理事長は、必要に応じ、支部長から事業の遂行状況を報告させることができる。

(実績報告)

第 16 条 支部長は、緑の募金交付金事業が完了したときは、交付金事業の成果を記載した事業実績報告書に関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。(様式 5)

(決算・繰り越)

第 17 条 支部長は、毎年度緑の募金交付金事業の収支決算を行い関係書類を 5 カ年間保存しなければならない。

- 2 支部長は、決算の結果、交付金に残余が発生したときは、残余交付金を返還するか若しくは残余金の執行計画を策定し、繰越承認を受けなければならない。(様式 6)
- 3 理事長は、前項の繰越承認申請があったときは、内容を審査し適正と認められるときは、支部長に繰り越しの承認通知をするものとする。(様式 7)

第 5 章 緑の募金公募事業

(公募事業の実施)

第 18 条 理事長は、委員会の直接事業として森林整備等の事業を実施する者の公募を行い、公募事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)に緑の募金の寄附金の一部を補助することができる。

(補助対象者)

第 19 条 緑の募金公募事業の補助対象者は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 沖縄県内の地方公共団体
- (2) 沖縄県内の民間の非営利団体
- (3) 以下の要件を満たす沖縄県内の団体等
 - ア 規約等で名称、事務所、会員、役員、事業計画等が規定され、適正な事業執行が確実と認められる団体。
 - イ 営利を目的としない団体

(補助対象事業)

第 20 条 補助対象事業は別記 1 のとおりとする。

(公募事業の募集)

第 21 条 理事長は、別に公募事業募集要領を定め、補助事業者を公募するものとする。

2 募集は、委員会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示するとともに委員会のホームページ、広報誌等で公告するものとする。

(補助金の交付申請)

第 22 条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した緑の募金公募事業補助金交付申請書(以下「補助金申請書」という。)を理事長に申請するものとする。(様式 8)

- (1) 名称、氏名、住所、連絡先
- (2) 交付金を用いて行おうとする事業の名称、目的、内容及び場所、期間
- (3) 前号の事業に係る事業計画及び資金計画書
- (4) その他参考となる資料

(補助金の交付決定)

第 23 条 理事長は、前条の申請があったときは、事業の目的及び内容が緑の募金法の趣旨に照らし適正であるか審査するものとする。

2 理事長は、交付決定にあたり、補助事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
3 理事長は、補助金交付の決定を行おうとするときは、あらかじめ運営協議会の意見を聴かなければならない。
4 理事長は、前項の規定により補助金の交付決定を行ったときは、申請のあった補助事業者に補助金の交付決定を通知するものとする。(様式 9)
5 理事長は、補助金交付申請で不採択となったときは、申請者に理由を記載して通知するものとする。(様式 10)

(補助金交付決定の取消)

第 24 条 理事長は、補助事業者が補助金を交付の目的以外の用途へ使用し、又は補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 25 条 理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに交付された補助金の返還を、期限を定めて請求することができる。

(事業実施状況報告)

第 26 条 理事長は、必要に応じ、補助事業者から事業の遂行状況を報告させることができ

きる。

(実績報告)

第 27 条 補助事業者は、緑の募金公募事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した事業実績報告書に関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。(様式 11)

(補助金の交付の確定)

第 28 条 理事長は、実績報告書に基づき成果を審査し、補助金交付額を確定し、補助事業者に補助金交付確定を通知するものとする。(様式 12)

(補助金請求)

第 29 条 補助事業者は、理事長から補助金交付確定通知書を受領したときは、補助金交付請求書を提出するものとする。(様式 13)

第 6 章 雜 則

(その他事項)

第 30 条 この実施要領に定めるもののほか、緑の募金に係る事業の実施に関し必要な事項は、理事長が運営協議会の審議を経て定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 8 年 1 月 19 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 23 年 12 月 12 日から施行する。(一部改正)